銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁

長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第

号

銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十号)第十九条の二第一項第五号ニ、 第十九条の三第三号ハ、

第十九条の五、 第三十四条の二十六第一項第四号ハ及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、 銀 行法施

定める事項 (平成二十六年金融庁告示第七号) の一部を次のように改正する。

行規則第十

九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が

別に

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、 改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後			改 正 前		
(別鄉様式第三号)			(別鄉梯式第三号)		
		(第一面) [略]		(第一面)	-面) [同左]
		(第二面)			(第二面)
	(単)	(単位:百万円、%)		沙東)	(単位:百万円、%)
項番 (国際様			項番(国際様		
式 (LR2) の 項目	当期末	前期末	式 (LR2) の 項目	当期末	前期末
該当番号)			該当番号)		
[298]			[同左]		
(注)			(注)		
[(1)~(4) 略名]			[(1)~(4) 同左]		
(5) 単体レバレッジ比率			(5) [同左]		
[a~c 略]			[a~c 同左]		
d 項番 26「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント(レバレッジ比率告示第五条第一	/ ト(アバレッジ形	率告示第五条第一	d 項番 26「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント(レバレッジ比率告示第五条第一	、フベフッジ另棒	≅告示第五条第-
項において準用するレベレッジ比率告示 <u>第七条第六項の規定の適用があるとき</u> にあっては、 <u>三・一五パ</u>	用があるときにあっ	ては、三・一五パ	項において準用するレバレッジ比率告示 <u>第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比</u>	より金融庁長官	ずが別小に定める!
<u>ーセント</u>) を記載すること。			率を適用する場合にあっては、当該比率)を記載すること。		
e 項番 27「適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第	1、自己資本比率告	示第十四条の二第	e 項番 27「適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第	己資本比率告示	・第十四条の二第
五項第一号に定める比率に○・五を乗じて得た <u>比率(レバレッジ比率告示第五条第一項</u> において準用 <u>す</u>	北率告示第五条第一	項において準用す	五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た <u>比率</u> を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算	-だし、連結レイ	ベレッジ比率を負
るレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセン	っては、当該比率に	〇・〇五ペーセン	出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行特株会社の連結子法人等である銀行又は	tの連結子法人等	草である銀行又/
トを加えて得た比率)を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している銀行、銀行の連結	七率を算出している	銀行、銀行の連結	規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない(この場合には、当該項目の行を削	1.の場合には、当	1該項目の行を削
子法人等である銀行若しくは銀行特株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等	銀行又は規制外国法	人の連結子法人等	除することができる。)。		
にあっては、記載することを要しない(この場合には、当該項目の行を削除することができる。)。	の行を削除すること;	ができる。)。			
(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率			(6) [同左]		
a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示 <u>第七条第六項の規定の適用が</u>	七率告示第七条第六	項の規定の適用が	a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示 <u>第二条第一項ただし書の規定</u>	示第二条第一項	<u> </u>
あるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除	こは、この項目に係	る行の全体を削除	により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場	:とし、 <u>当該比</u> 率	宮を適用しないは
することができる。			合にあってはこの項目に係る行の全体を削除することができる。		
b [昭]			b [同左]		
[(7)・(8) 略]			[(7)・(8) 同左]		
(別條條式第六号)			(別紙様式第六号)		

番斯 式 (LR2) の 該当番号) 园 (国際様 屈用 当期末 (単位:百万円、%) 前期末

 $\widehat{\mathbb{H}}$

[(1)~(4) 器]

(5) 連結アバフッジ 出率又は特殊アバフッジ 出率

[a~c 略]

- っては、三・一五パーセント) を記載すること バレッジ比率告示<u>第七条第六項</u>又は特株レバレッジ比率告示<u>第六条第六項</u>の規定<u>の適用があるとき</u>にあ 頃番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要特殊レバレッジ比率」には、三パーセント(レ
- 」には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に○・五を乗じて得た<u>比率(レバレッ</u> 会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない セントを加えて得た比率)を記載すること。ただし、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行特株 <u>得た比率)</u>又は特株自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に○・五を乗じて得た<u>比率</u> ジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に○・○五パーセントを加えて 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要特株レバレッジ・バッファー比率 (この場合には、当該項目の行を削除することができる。)。 (特株レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に○・○五パー
- (6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は特殊レバレッジ比率
- ことができる。 に限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除する レバレッジ比率告示<u>第七条第六項</u>又は特株レバレッジ比率告示<u>第六条第六項の規定の適用があるとき</u>
- 墨

[(7)・(8) 略]

(別紙様式第十五号)

式 (LR2) の 項番(国際様 屈用

当期末

前期末

(単位:百万円、%)

(第二面) [同左]

第一面

(第一面)

(第二面) 墨

 $\widehat{\mathbb{H}}$

該当番号)

[元]

[(1)~(4) 同左]

[声左]

[a~c 同左]

- d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要特殊レバレッジ比率」には、三パーセント(レ り金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率)を記載すること バレッジ比率告示<u>第二条第一項ただし書</u>又は特株レバレッジ比率告示<u>第二条第一項ただし書</u>の規定<u>に</u>よ
- 」には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に○・五を乗じて得た比率又は特株自 できる。)。 の連結子法人等にあっては、記載することを要しない(この場合には、当該項目の行を削除することが 己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に○・五を乗じて得た し、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行特株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人 項番 27「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要特株レバレッジ・バッファー比率
- 6 [国左]
- 合にあってはこの項目に係る行の全体を削除することができる。 により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場 レベレッジ比率告示第二条第一項ただし書又は特株レベレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定
- 同九

[(7)・(8) 同左]

(別紙様式第十五号)

第一面)

(単位:百万円、%)

园

TLAC1:TLACの構成

 $\widehat{\mathbb{H}}$

TLAC告示及び銀行特株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行

[a~d 略]

買る。]

题

2 自己資本比率規制上の外部TLAC

- р 当たってその他 Tier 1 資本の額に算入されている額を記載すること が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier 1 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に 項番3「子会社発行のTLAC非適格その他 Tier 1 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社
- 己資本比率告示第六条第一項第五号に掲げる<u>その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額</u>の から第四号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第六条第一項第五号又は特株自 行TLAC告示第四条第一項第二号から第四号まで又は銀行特株会社TLAC告示第四条第一項第二号 合計額を記載すること 項番4「その他のその他 Tier 1 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第六条第一項第 -号から第三号まで又は特株自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀

þ 园

æ 融機関以外の第三者に発行している Tier 2 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たって Tier 項番8「子会社発行のTLAC非適格 Tier2資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金

2 資本の額に算入されている額を記載すること

(単位:百万円、%)

(第一面)

 ${
m TLAC}1:{
m TLAC}$ の構成

同左

 $\widehat{\mathbb{H}}$

TLAC告示及び銀行特株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行

[a~d 同左]

Ф ことを要しない。 この面におけるロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載する

[同左]

<u>(2</u>

[同左]

五三

р が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier 1 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に 当たってその他 Tier 1資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十 一日前は、記載することを要しない 項番3「子会社発行のTLAC非適格その他 Tier1資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社

から第四号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第六条第一項第五号又は特株自 行TLAC告示第四条第一項第二号から第四号まで又は銀行特株会社TLAC告示第四条第一項第二号 己資本比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額 (外部TLACに係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。) の合計額を記載す ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行TLAC告示附則第四条第一項又は銀行特株会社 TLAC告示附則第四条第一項の規定によりその他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を ―号から第三号まで又は特株自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀 項番4「その他のその他 Tier 1 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第六条第一項第

同左

2資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載するこ 融機関以外の第三者に発行している Tier 2資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たって Tier 項番8「子会社発行のTLAC非適格 Tier2資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金

f 項番9「その他の Tier 2 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号まで又は特殊自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行TLAC告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行特殊会社TLAC告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行特殊会社TLAC告示第四条第一項第五号へら第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第七条第一項第五号又は特殊自己資本比率告示第七条第一項第五号又は特殊自己資本比率告示第七条第一項第五号又は特殊自己資本比率告示第七条第一項第五号に掲げる Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

(3) 自己資本比率規制外の外部TLAC

墨

b 項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が銀行TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には<u>同項に規定する</u>額を、自 金融機関が銀行特株会社TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している 場合には<u>同項に規定する</u>額を、それぞれ記載すること。

[(4)~(6) 略]

- (7) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部TLAC比率
- a レバレッジ比率告示第七条第六項又は特殊レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項全体を削除することができる
- b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示<u>第七条第六項</u>又は特株レバレッジ比率告示<u>第六条第六項</u>の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。

[(第二面)・(第三面)

墨

要しない。

(7)の全ての項につき、

「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを

(別紙様式第十六号)

削る。]

(単位:百万円、%)

(別紙様式第十六号)

た要しない

f 頂番9「その他の Tier 2資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号まで又は特殊自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行TLAC告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行特株会社TLAC告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行特株会社TLAC告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第七条第一項第五号又は特株自己資本比率告示第七条第一項第五号では特殊自己資本比率告示第七条第一項第五号で掲げる Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額(ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行TLAC告示的則第四条第二項の規定により Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部TLACと示別則第四条第二項の規定により Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部TLACに係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。)の合計額を記載すること。

(3) [同左]

[同左]

b 項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が銀行TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に 応じ当該各号に定める額を、自金融機関が銀行持株会社TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外 部TLAC比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ 記載すること。

[(4)~(6) 同左]

) [同左]

3

- a 銀行TLAC告示第一条第十一号ただし書又は銀行特株会社TLAC告示第一条第十一号ただし書の 規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用し ない場合にあっては、この項全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レベレッジ比率告示<u>第六条第四項</u>又は特殊レベレッジ比率告示<u>第五条第四項の</u>規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。

[(第二面)・(第三面) 同左]

(単位:百万円、%)

KM2:主要な指標(TLAC要件)	KM2:主要な指標(TLAC要件)
	[同左]
	(注)
この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示に	この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。	おいて使用する用語の例によるものとする。
[a~j 略]	
	[a~j 同左]
「削る。]	[a〜j 同左] ロ欄からホ欄までにつき、「前四半期末」、「前々四半期末」、「への前四半期末」及び「二の前四

附 則

(適用時期)

この告示は、令和六年四月一

日から適用する。

1

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に

係る説明書類又は同日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年

度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同 1日前に終了した四半期に係る事項の開示については、 なお

従前の例による。